

第4次周南市行財政改革大綱（案）に対する意見の要旨と市の考え方

番号	項目	意見の要旨	市の考え方
1	第1章 行財政改革の必要性 1. これまでの行財政改革の取組と成果 (1) 行政改革の取組と効果	「取り組みの成果」で目標達成率が80%となり4年間で62億円の財政的な効果を生み出したとあります。それなら「自立したまちづくり」は達成され、財政改革も成し遂げられたことになるのではないのでしょうか。	行財政改革の成果は着実に表れていますが、多様化する住民ニーズへの対応や、税制改正などに伴う収入の減など様々な状況変化がある中で、行財政運営を持続可能なものとして確立し、維持していくためには行財政改革への取組を継続して実施していく必要があります。
2	第1章 行財政改革の必要性 1. これまでの行財政改革の取組と成果 (1) 行政改革の取組と効果	「第一次行政改革大綱」の目標たる「時代の変化に対応した新たな行政システムの構築」とありますが、「構築された行政システム」があるとすれば具体的に説明すべきで、併せてその人員削減及び経済効果についても説明されているべきではないのでしょうか。	第1次行政改革大綱及び第2次行財政改革大綱の取組についてはそれぞれ検証を行い、結果を第3次行財政改革大綱に掲載していますので、本大綱では主な取組とその結果についてご報告させて頂いております。 なお、第3次大綱に記載した通り、第1次大綱では行政評価システムを導入し、PDCAサイクルの一連の流れを確立しました。また、定員適正化の取組により、192人の職員数を削減し、第1次大綱の財政効果42億9千万円のうち、2億5千万円の効果をあげました。
3	第1章 行財政改革の必要性 1. これまでの行財政改革の取組と成果 (1) 行政改革の取組と効果	「第二次行政改革大綱」で「バリューアップ「周南」～価値を高める改革の推進」とありますが、結果としていかなる「バリューアップ」が実現できたのか、具体的な事例の指摘は何もありません。	第1次行政改革大綱及び第2次行財政改革大綱の取組についてはそれぞれ検証を行い、結果を第3次行財政改革大綱に掲載していますので、本大綱では主な取組とその成果についてご報告させて頂いております。 第2次大綱では、有料広告による収入の確保、未利用財産の売却等、特別会計等の経営の健全化や選択と集中による事業見直し等の取組により、56億円の財政効果があがりました。
4	第1章 行財政改革の必要性 1. これまでの行財政改革の取組と成果 (2) 財政改革の取組	「これまでの行財政改革の取組と成果」にある目標達成では、公債費率、将来負担比率、財政調整基金及び減債基金の年度末残高、年度末市債残高のすべてで目標を達成して、財政は健全化していると思われるが、突如として「財政緊急対策」なる項目が飛び出して来るのは違和感しかありません。	第3次大綱を平成27（2015）年に策定し、その取組を進める間に想定以上の地方交付税の減少、公共施設の老朽化に対応する経費の増加など、多額の財源不足が生じ、財政調整基金の残高が激減する状態となったことから平成29（2017）年に「周南市緊急財政対策」を策定し、第3次大綱の個別行動計画の取組を深化・拡充した緊急的・抜本的な取組を進めてきました。この取組は中長期的に継続して実施する必要があることから第4次大綱に吸収・統合し進捗管理を行ってまいります。
5	第1章 行財政改革の必要性 2. 本市の行政経営を取り巻く現状と課題 (1) 周南市市民アンケートによる現状分析	「市民アンケート」の結果が記載されておりますが、この様なデータを掲載する場合は、アンケート収集方法等詳細を明示すべきと考えます。	本アンケートは本市の最上位計画である「まちづくり総合計画」策定の基礎資料とするために5年毎に実施しているもので、本市のまちづくりにおける施策の満足度についての回答を集計したデータから引用しております。 収集方法については市内在住の18歳以上の方から無作為に選んだ3,000人を対象にアンケート調査を実施したことを本文中に明記しております。
6	第1章 行財政改革の必要性 2. 本市の行政経営を取り巻く現状と課題 (1) 周南市市民アンケートによる現状分析	「市民アンケート」結果からの考察の記述がありますが、そもそも3,000人を対象にして回答1,306件、回答率半数以下のアンケートでは、その結果よりも「市政への関心が低い」と言う視点に立つての施策実施を考えるべきと感じます。	令和2年度より市民の声を聞く課を新しく設置し、アンケート調査等を実施することにより、広聴機能の拡充を図る予定です。その結果を踏まえて、今後の持続可能な自立したまちづくりの確立を目指した施策の推進に務めます。
7	第1章 行財政改革の必要性 2. 本市の行政経営を取り巻く現状と課題 (3) 今後の財政見通し	周南市は財政健全化へ向かっているのか、それとも後年度負担増が明らかに見込まれる「危険」な状況にあるのか、「第4次周南市行財政改革大綱」からは判然としません。	現在の財政指標でみる限りでは、財政の健全化は保持しておりますが、今後、人口減少に伴う歳入の減や少子高齢化に伴う社会保障費、公共施設の老朽化対応のための経費の増加が見込まれる中、現状の取組のままでは、財政的な行政サービスを維持していくことが難しくなると想定されることから、第4次大綱を策定し、具体的な取組を実施することとしております。
8	第1章 行財政改革の必要性 2. 本市の行政経営を取り巻く現状と課題 (4) 組織・職員の状況	少子化により地域の自治活動が低下し、必然的に行政が市民生活に深くかわらざるを得ない状況をもたらしている。行政の役割は民事に関する面まで広がりを見せています。市民が求める「安心・安全」のまちづくりとはそうした身近で具体的なことではないのでしょうか。	行財政改革大綱においては、多様化する行政課題の解決に向けて本市の有する「ひと・もの・かね・情報」などの限られた行政資源を必要な事業にどのよう最適配分し、市民サービス向上のために有効活用していくかが重要となります。こうした取組が、持続可能な「自立したまちづくり」の確立につながっていくと考えます。

第4次周南市行財政改革大綱（案）に対する意見の要旨と市の考え方

番号	項目	意見の要旨	市の考え方
9	第1章 行財政改革の必要性 3. 新たな取組の必要性	「AIやRPAをはじめとする先進的なICTを有効に活用する「スマート自治体」への転換を進め、定型的な作業の自動化や徹底的な業務改善などの改革に取り組む必要があります。」とのことですが、先進的処方を行政に生かすためにはそれなりの人材が必要はらずです。 人材採用についての具体的な施策を明示、あるいは別途施策作成すべきと考えます。	本市の人材の採用及び育成に関しましては、これまでも「職員配置適正化方針」や「人材育成基本方針」等に基づき、効率的な事務執行体制の整備と適正な職員配置、職員の育成や能力向上に努めてきています。 ご指摘のとおり、ICTの活用には専門的な知識を必要とすることからこれに対応できる組織体制の整備や人材の育成に取り組んでまいります。
10	第2章 大綱の目標と柱 3. 大綱の柱（重点的取組事項）	民間委託が必ずしも行政の無駄を省き、経費削減にならない。従前の他五図書館すべての運営費の総額が二億円強なのに対して、「ツタヤ図書館」の指定管理者費用だけで1億5千万円は余りにも過大ではないでしょうか。中心市街地の活性化という面があるにしろ、「徳山駅前図書館」に多大な公費を支出する正当化にはならないと思われまます。	民間委託では、民間のノウハウを活用する事により、低廉かつ良質な行政サービスの提供やコストの削減、財政負担の平準化等が見込まれます。新規事業への導入検討だけでなく、導入済み事業の費用対効果の検証・分析をし、最適な事業実施の方法を検討します。 なお、指定管理については指定管理者評価制度を導入し、「指定管理者評価委員会」において該当する施設の評価を実施しています。こうした取組により、提供するサービスの向上や施設の管理運営の適正化につなげるとともに、残りの指定期間における業務の改善や、次期指定管理者の選定に反映させることとしています。
11	第3章 改革に向けての取組 1. 簡素で効率的な執行体制の確立	「改革に向けての取組」として掲げられている各項目に関して、具体的な「像」が明確ではありません。「1. 簡素で効率的な執行体制の確立」とは何でしょうか。小見出しでいろいろ書かれていますが、実行不可能な「義務的経費」や「必要な職制」を廃止することなど出来ません。	この取組は組織体制や人員配置の最適化により「ひと」に対応した行財政改革の推進を図るものです。「最適な組織運営」を目指し、組織と職制の最適化を図り、簡素で効率的・機能的な組織運営を目指します。また、「人材育成」に力を注ぐことで職員個々の能力を引き上げ、職員力の向上を目指します。職員の高質の向上により、より高いレベルの政策実現へ力を集中することが可能になり、業務効率の向上による時間外手当の抑制などの効果が見込めます。 義務的経費を廃止することは難しいですが、効率的・効果的な運用により削減していくことは可能と考えます。
12	第3章 改革に向けての取組 1. 簡素で効率的な執行体制の確立 第4章 実効ある改革に向けて 2. 行財政改革の推進体制	周南市の名を全国に広めた不名誉な「入札官製談合」事件を二度と起こさないためにも、入札業務の「構造」を変える必要があります。 「行政改革審議会」に市長が諮問して、民間専門家の意見を聴取して「入札業務」の監視といったことではなく、入札制度そのものの「構造」を変えるしか、抜本的な「入札制度」の問題解決方法はないと思われまます。	本大綱では、コンプライアンス・公務員倫理の徹底を具体的な取組に掲げ、市民に信頼される市役所づくりを目指します。「行政改革審議会」ではこの取組の進捗についての評価を実施し、入札執行に関するチェックは「入札監視委員会」において実施することとなります。 また、入札制度の見直し等については、令和2(2020)年4月の機構改編において、組織体制を整え、談合等の不正の再発を防ぐための新たな入札制度の構築に向けて取り組むこととしています。
13	第3章 改革に向けての取組 2. 市有財産のマネジメントの推進	「2. 市有財産のマネジメントの推進」に関しても、何処にどのような市有財産があるのか、市民が熟知しているわけではありません。	本市にある1000を超える公共施設については、「公共施設再配置計画」に基づき、アクションプランを策定・実施することとしております。 なお、個別の施設等については、市ホームページに掲載している「公共施設再配置計画」や「公共施設白書」に記載していますので、ご参照ください。
14	第3章 改革に向けての取組 3. 健全で強固な財政基盤の確立	「3. 健全で強固な財政基盤の確立」とは最も解らない項目です。市の収入は税制や国との関係法で決められたものしかありません。市が独自に財源確保など出来るわけもなく、定められた枠内で運用するしかないのは自明の理です。	限られた行政資源の最適配分により、最少の経費で最大の効果を上げるよう行財政改革を推進していくことで強固な財政基盤を確立してまいります。 なお、財源の確保については、遊休資産の売却・貸付、有料広告収入等、行政として行えるルールの範囲で、その方法等について研究してまいります。
15	第3章 改革に向けての取組 3. 健全で強固な財政基盤の確立	周南市の財政が危機的なのは「合併特例債」を利用して、合併協議会で協議すらされなかった徳山駅ビルや新庁舎建設に膨大な起債をしたからに他なりません。それは執行部だけの責任ではなく、議会もまた予算に賛同したわけですから市民も含めた周南市全体の問題です。今後は財政の健全化に向けて巨額なハコモノ建設を当分の間は控えることしか対策はありません。	投資的経費に活用してきた地方債の償還ピークが令和3(2021)年度の予定となっており、その後、しばらく公債費が高止まりする見込みとなっています。合併後のまちづくりが一段落し、今後は、ハード事業からソフト事業を重視した政策への転換を図る中で、投資的経費を抑制していく必要があると考えており、選択と集中による事業優先度を踏まえた取組を進めてまいります。

第4次周南市行財政改革大綱（案）に対する意見の要旨と市の考え方

番号	項目	意見の要旨	市の考え方
16	第3章 改革に向けての取組 4. 持続可能で効率的な行政サービスの提供	「4. 持続可能で効率的な行政サービスの提供」とは何かすら判然としません。現在の周南市が行政として無駄があるとは思えないし、取り組むとすれば「文書」主義から「電子記録主義」への転換しか思い当たりません。	タブレット端末の導入や電子申請の推進に向けた取組など、ICTの利活用による効率的な行政運営や市民サービスの向上などに繋がる「しくみ」の部分で「情報」という行政資源に分類し、スマート自治体の実現に向けた取組を推進します。また、行政評価の活用などにより、事務事業の効率化・最適化を進めてまいります。
17	第3章 改革に向けての取組 4. 持続可能で効率的な行政サービスの提供 (2) 効率的・効果的な行政サービスの提供 ③ マイナンバーカードの普及及び活用	「マイナンバー制度」の記述がありますが、当該制度は個人情報に直結するものとなります。運用には過度と思われるくらいの防御対応が必須のようです。その点明示、あるいは運用時御対応を宜しく御願致します。	本市で取り扱う全ての個人情報は情報セキュリティに関する基本方針・対策基準（セキュリティポリシー）に沿った厳重な管理がなされています。マイナンバー制度の活用についても、マイナンバー法（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律）を踏まえ、個人情報保護を最優先に考えた上での運用を前提にしております。
18	第3章 改革に向けての取組 4. 持続可能で効率的な行政サービスの提供 (3) スマート自治体推進への取組 ① ICT利活用による市民サービスの向上	財政改革と行政改革の両方の観点から、「ペーパーレス」を周南市役所に導入すべきではないでしょうか。「ペーパーレス」が叫ばれだして既に久しいが、周南市議会は相変わらず昔の電話帳のような予算書や決算書を配布しているようです。なぜタブレットを議員に配布して、タブレットで各議案を閲覧するようにしないのでしょうか。そして庁内業務もペーパーレスに取り組むべきではないでしょうか。もちろんネット・セキュリティーには万全を期して、情報漏洩のないようにすべきで、庁舎内ランと部外のネット接続ランとをPCで区別する必要があります。	「① ICT利活用による市民サービスの向上」として、実施計画にあたる「行財政改革プラン」で「タブレット端末導入による業務の効率化」に取り組むこととしています。なお、財務や文書事務・庶務事務などの庁内業務については、財務伝票や稟議書などを電子化した決裁システムを活用するなどペーパーレスを推進しています。また、庁内のネットワークは、住民情報等を取り扱う業務と庁内業務・インターネットに接続する業務は、ネットワーク分離を施すとともに、「周南市情報セキュリティポリシー」を定め、情報システムや機器への対策だけでなく、職員向けの研修・教育の実施など総合的かつ体系的な情報セキュリティ対策に取り組んでいます。
19	第4章 実効ある改革に向けて 1. 行財政改革プランの策定	「本大綱の着実な実施に向けて「行財政改革プラン」を策定します。」との事ですが、プラン策定時は関係者意見・専門家意見・市民意見確認の上での策定を宜しく御願致します。	「行財政改革プラン」は本大綱の着実な実施に向けた実施計画の位置付けであることから、プランの具体的な取組項目は各事業担当所管課が策定し、取組項目において、行政評価として実施する事務事業評価の結果を集計し達成度や効果額等の進捗管理を行い、行政評価と連動した取組とします。進捗管理については、行政改革審議会への実績報告時に審議会委員に対し意見を求めることとしています。
20	第4章 実効ある改革に向けて 2. 行財政改革の推進体制	「行財政改革の推進体制」の記述がありますが、どの程度の頻度・どの様な段階で「行政改革審議会への諮問」「情報提供・意見募集」「議会への報告・説明」を行うか不明確です。当該内容を明示すべきと考えます。	「行政改革審議会への諮問」は本大綱を見直す必要が生じた場合などに市長が行うものです。諮問を受けた審議会からの意見・助言を元に策定した修正案などを議会へ報告・説明し、パブリックコメントを実施していくこととなります。
21	その他	自然災害防止の面からいけば各地の「防災委員」を会議要員ではなく、「防災」のために活動して頂く「委員」にしなければなりません。ハザードマップの「塗り絵」で終わるのではなく、危険地域を少しでもなくするための活動「委員」にすべきです。危険な傾斜地として色分けしたのなら、少しでも危険除去のために行政は何をすべきか、防災委員と具体的に協議すべきです。	本市では土砂災害発生時の未然防止や再発防止に向けた取り組みとして県や地元住民と協議を行い、調整しながら砂防事業や急傾斜地対策事業などを実施しています。また、地域防災の要である自主防災組織との連携を深め、ハザードマップを踏まえた市民の適切な避難行動が自発的に行われるための体制づくり等、地域の実情に応じた各自主防災組織の主体的な活動を支援し、災害時の「逃げ遅れゼロ」の実現を目指してまいります。
22	その他	市民の足となるバス運行に関して熊毛地区に限って言えば、徳山駅をハブとする運営に拘る必要はなく、熊毛地区内で循環させて岩徳線三駅にアクセスすれば良いのです。熊毛地区内の各駅と徳山駅とは岩徳線でアクセスすれば運賃もバス代よりも安く上がります。結果として旧・熊毛町内に限って言えば熊毛地区内を循環して岩徳線の三駅と結ぶバスを運行すれば良いこととなります。そうすればバス運行业者に支払う委託料は現行よりも安くなるはずです。現在委託しているバス会社がそうした措置は取れない、というのなら熊毛地区への運航を止めて頂いて、熊毛地区内だけの循環バスを考えるべきではないでしょうか。	本市では利用しやすく持続可能な公共交通ネットワークを構築するため、バス路線再編の検討や八代地区をはじめした中山間地域と地域の拠点を結ぶコミュニティ交通の導入などに取り組んでいます。ご提案につきましては、全市民的な公共交通網の維持を図る中で、路線バスの利用状況や移動ニーズ、周辺地域の影響なども踏まえ、交通事業者と連携し検討してまいります。

第4次周南市行財政改革大綱（案）に対する意見の要旨と市の考え方

番号	項目	意見の要旨	市の考え方
23	その他（計画全般）	当該「大綱（案）」、全体の方針設定であり、個々の事業等についての記述はありません。個々の市財政使用案件については、適切な処理を宜しく御願ひ致します。	本大綱は本市の行財政改革の基本的な考え方を示したものであり、個々の取組は実施計画の位置付けとなる「行財政改革プラン」において進捗管理を図るとともに、取組についての評価・検証結果は市民の皆様へ情報公開してまいります。
24	その他（計画全般）	<p>当案件、（案）約30ページ、用語解説5ページの案件ですが、意見作成のためには、これまでの大綱の結果詳細、市総合計画、他市の関係計画類多数その他の内容も確認すべきと考えます。その様な意見募集を、通常の見集と同様の1ヶ月の期間設定は短いと考えます。</p> <p>期間の延長、又は期間内意見を反映させた資料を再提示の上での意見再募集実施を求めます。（市のパブリック・コメントに関する条例（周南市市民参画条例）では、募集期間は「原則として1箇月とします。」としており、1ヶ月固定絶対、1回限定とはしていません。）</p> <p>市民=主権者からの、期間不足による期限延長・再実施の要求が実施出来ない場合、「具体的理由」を明示願ひます。（「条例に則って」では前述の通り御回答として不適切と考えます。）</p> <p>パブリックコメント（意見募集）については、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年末年始等市民の繁忙期を避ける。 ・複数案件の期間重複を避ける。 ・上記項目が避けられない場合は、期間の延長を実施する。 ・資料公開に不具合発生した場合は期間の延長を実施する。 <p>と言った対応を常時実施願ひます。（必要であれば条例修正等実施願ひます。）</p> <p>一般市民が広く目にする媒体（新聞等）にどう広告掲載した/記事掲載されたのか、『具体的(媒体、掲載日、大きさ)』に提示願ひます。</p> <p>市広報紙へのパブリック・コメント(県民意見募集)の記述が1回だけの理由を明示願ひます。</p> <p>市民からの意見募集拡大のため、市広報には常に意見募集中案件を明示する欄を設ける、等の対応を希望致します。</p> <p>実施できないのであればその理由を明示の上、是正（規則・条例等の修正等）実施をお願い致します。</p>	ご指摘頂いたパブリックコメントの制度運用につきましては、周南市市民参画条例に基づいて適切に実施しております。より多くの市民から御意見をいただけるよう、引き続き周知等に努めます。
25	その他（計画全般）	当件の内容は地域性専門性の高いものとなっていると考えます。市民からの意見募集の他に、住民・関係者・専門家からの直接の意見聞き取り等の実施を御願ひ致します。	本大綱案につきましては行政改革審議会からの答申を反映させたもので作成しております。行革審議委員会は学識経験者や行政経験者など専門性を有した方や総合支所管内から推薦を受けた方、公募委員を中心に構成されており、専門性や地域性を考慮した幅広い意見を集約したものと考えています。
26	その他（計画全般）	年（度）表示殆どが元号西暦併記なのは有難いです。但し一部表内等で元号のみ表記が見受けられました。市施策資料の年（度）表記は、年次把握がし易いように全て元号西暦併記あるいは西暦表記に統一頂けましたら幸いです。	表中の西暦表記に関しては、文字の大きさ等の問題と合わせて検討し、可能な限り併記します。
27	その他（計画全般）	資料目次に「補足※下線部分は、用語解説の対象としています。」と明示の上巻末用語説明は有難いです。説明実施語句を再度御検討宜しく御願ひ致します。	専門的な用語や説明が必要な言葉等について、引き続き分かりやすい用語解説を作成するよう務めます。